

第 **4** 章

償却方法の選定

選定できる償却方法

- ▶減価償却資産の償却方法については、平成10年、平成19年、平成24年、平成28年に、それぞれ重要な改正があった
- ▶平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産の償却方法は、平成19年3月31日以前に取得したものと区分したうえで、資産の種類ごとに選定できる

これまでの改正の流れ

減価償却資産の償却方法については、①平成10年、②平成19年、③平成24年、④平成28年の4つの時期に重要な改正がありました。

① 平成10年4月1日～

建物の償却方法について、旧定額法と旧定率法のうちいずれかを選定できたものが、旧定率法を選定することができなくなり、以後は旧定額法（定額法）のみとなりました。

② 平成19年4月1日～

旧定額法、旧定率法、旧生産高比例法から、定額法、定率法、生産高比例法に償却方法が改正されました。

③ 平成24年4月1日～

定率法について、250%定率法から200%定率法に変更になりました。

④ 平成28年4月1日～

建物附属設備、構築物の償却方法について、200%定率法を選定することができなくなり、定額法のみとなりました。

また、鉱業用減価償却資産に該当する建物、建物附属設備、構築物も200%定率法を選定することができなくなり、定額法と生産高比例法のいずれかとなりました。

法人の償却方法の選定

平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産の償却方法は、平成19年3月31日以前に取得したものと区分したうえで、資産の種類ごとに選定することができます。

また、2以上の事業所または船舶を有する場合には、事業所または船舶ごとに選定

します。

平成28年4月1日以後に取得した鉱業用減価償却資産（建物、建物附属設備、構築物）の償却方法についても、同様に、平成28年3月31日以前に取得したものと区分したうえで、資産の種類ごと、事業所ごとに選定します。

下表は、取得した時期ごとに採用することができる償却方法をまとめたものです。

■ 選定により採用することができる償却方法

	～平成10年 3月31日	平成10年4 月1日～19 年3月31日	平成19年4 月1日～24 年3月31日	平成24年4 月1日～28 年3月31日	平成28年4 月1日～
建物	旧定額法、 旧定率法	旧定額法	定額法		
建物附属 設備	旧定額法、旧定率法		定額法、 250%定率 法	定額法、 200%定率 法	定額法
構築物					定額法、 200%定率 法
機械・装 置					
船舶					
航空機					
車両・運 搬具					
工具、器 具・備品	旧定額法、旧定率法、旧 生産高比例法	定額法、 250%定率 法、生産高 比例法	定額法、 200%定率 法、生産高 比例法	定額法、 200%定率 法、生産高 比例法 <small>（建物、建物附 属設備、構築 物は定額法、 生産高比例法）</small>	
鉱業用減 価償却資 産					
無形減価 償却資産	旧定額法		定額法		
生物					
鉱業権	旧定額法、旧生産高比例 法		定額法、生産高比例法		

償却方法の選定手続き

- ▶ 償却方法を選定する場合には、工具、機械・装置、車両・運搬具といった資産の種類ごとに、その償却方法を納税地の所轄税務署長に届け出る
- ▶ 償却方法を届け出る場合には、「減価償却資産の償却方法の届出書」を使用する
- ▶ 届け出が必要なケースに応じて、それぞれ提出期限が定められている

法人は、法定償却方法（42ページ参照）以外の償却方法を選定する場合には、工具、機械・装置、車両・運搬具といった資産の種類ごとに、その償却方法を納税地の所轄税務署長に届け出るようになります。

届け出る書類は、「減価償却資産の償却方法の届出書」（記載例参照）です。

この届出書は、すでに届け出ている償却方法を変更する場合には使えません。変更する際には「減価償却資産の償却方法の変更承認申請書」（44ページ参照）を使用します。

「減価償却資産の償却方法の届出書」を使うのは、次のようなケースです。

- ① 普通法人を設立した場合
- ② 公益法人等・人格のない社団等が新たに収益事業を開始した場合
- ③ 普通法人を設立した後で、すでに償却方法を選定している減価償却資産以外の減価償却資産を取得した場合
- ④ 新たに事業所を設けた法人が、その新しい事業所の減価償却資産について、すでに採用している償却方法と異なる償却方法を選定しようとする場合
- ⑤ 新たに事業所を設けた法人が、その新しい事業所の減価償却資産について、すでに事業所ごとに異なる償却方法を採用している場合

また、これらの場合の届出書の提出期限は、それぞれ次のとおりです。

- ① 設立第1期の確定申告書の提出期限
- ② 新たに収益事業を開始した日の属する事業年度の確定申告書の提出期限

③ その減価償却資産を取得した日の属する事業年度の確定申告書の提出期限

④・⑤ 新たに事業所を設けた日の属する事業年度の確定申告書の提出期限

なお、仮決算をして中間申告書を提出する場合には、その中間申告書の提出期限となります。

「減価償却資産の償却方法の届出書」の記載例

納税地		〒×××-×××× 東京都××区××町○-△-× 電話(03)1234-XXXX	
(フリガナ)		カブシキガイシャ モチヅキブツサン	
法人名等		株式会社 望月物産	
法人番号		1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	
(フリガナ)		モチヅキ タロウ	
代表者氏名		望月 太郎	
代表者住所		〒△△-△△△ 東京都△△区△△町×-×-×	
事業種目		○○○ 業	
令和 年 月 日		税務署長殿	
送付先		整理番号	
税務署		部門	
届出先		決算期	
業種		業種番号	
整理欄		整理簿	
回付先		<input type="checkbox"/> 親署 → 子署 <input type="checkbox"/> 子署 → 調査課	
減価償却資産の償却方法を下記のとおりに届け出ます。			
記			
資産、設備の種類	償却方法	資産、設備の種類	償却方法
建物附属設備			
構築物			
船舶			
航空機			
車両及び運搬具	定額法		
工具	定額法		
器具及び備品	定額法		
機械及び装置			
() 設備			
() 設備			
事業項	1 新設法人等の場合には、設立等年月日 2 その他		令和 年 月 日
税務署長 署名			
※印務署 処理欄	部門	決算期	業種 番号
			番号
			整理 簿
			備考
			通信 日付印
			年月日
			確認

04.03改正

(規格 A4)

みなし選定と法定償却方法

- ▶平成19年3月31日以前の取得資産について、旧定額法、旧定率法、旧生産高比例法を選定している場合には、平成19年4月1日以後に取得した同一区分の減価償却資産は、それぞれ定額法、定率法、生産高比例法が採用される
- ▶償却方法の届け出をしていない場合には、「法定償却方法」が適用される

償却方法のみなし選定

平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産について、旧定額法、旧定率法、旧生産高比例法のいずれかの選定の届け出をしている法人が、平成19年4月1日以後に減価償却資産を取得する場合を想定して説明します。

この場合、取得したのは平成19年4月1日以後なので、定額法、定率法、生産高比例法のいずれかが採用されます。

そして、平成19年3月31日以前の取得資産について、旧定額法、旧定率法、旧生産高比例法を選定している場合には、平成19年4月1日以後に取得した同一区分の減価償却資産は、それぞれ定額法、定率法、生産高比例法が採用されます。

たとえば、平成19年3月31日以前に取得した機械・装置が、旧定額法を選定していたとします。この場合、平成19年4月1日以後に取得した機械・装置は、定額法を選定したとみなされるわけです。また、平成19年3月31日以前に取得した車両・運搬具を旧定率法で償却する届け出をしていて、新たな届け出をしない場合には、平成19年4月1日以後に取得した車両・運搬具も定率法の届け出をしたとみなされます。

法定償却方法

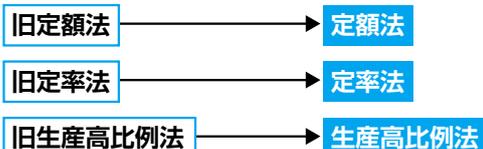
償却方法の届け出をしていない場合の取扱いも定められています。

償却方法の届け出をしていない場合は、償却方法の選定をしなかった場合に定められている「法定償却方法」で償却します。

なお、法定償却方法とは異なりますが、平成10年4月1日以後に取得した建物、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備と構築物、無形減価償却資産、生物は、定額法しか選定できません。

届け出をしていた資産の扱い

平成19年3月31日以前に届け出をしていて、同じ区分の資産を平成19年4月1日以後に取得すると、



法定償却方法

	～平成10年 3月31日	平成10年4 月1日～19 年3月31日	平成19年4 月1日～24 年3月31日	平成24年4 月1日～28 年3月31日	平成28年4 月1日～
建物	旧定率法	旧定額法	定額法		
建物附属 設備	旧定率法		250%定率 法	200%定率 法	定額法
構築物					200%定率 法
機械・装 置					
船舶					
航空機					
車両・運 搬具	旧生産高比例法	生産高比例法			
工具、器 具・備品	旧定額法		定額法		
鉱業用減 価償却資 産					
無形減価 償却資産					
生物	旧生産高比例法		生産高比例法		
鉱業権	旧生産高比例法		生産高比例法		

償却方法の変更手続き

- ▶ 選定している償却方法を変更しようとする場合には、納税地の所轄税務署長に「減価償却資産の償却方法の変更承認申請書」を提出して、その承認を受ける
- ▶ 申請書の提出期限は、その新しい償却方法を採用しようとする事業年度開始の日の前日となっている

選定している償却方法を変更しようとする場合には、納税地の所轄税務署長の承認が必要です。

届け出が必要な場合

「減価償却資産の償却方法の変更承認申請書」を提出するのは、以下の2つのケースがあります。

① 届け出済みの償却方法を変更する場合

すでに届け出をして採用している償却方法を変更しようとする場合です。

② 法定償却方法を変更する場合

これまでに償却方法の届け出をせず、同一区分の減価償却資産を法定償却方法によって償却している場合に、その償却方法を変更する場合です。

製造業は定率法を採用しているイメージがありますが、機械・装置を定額法で償却している法人も見受けられます。定額法の場合、耐用年数の後半に定額の償却費と修繕に関するコストが大きくなることがあります。このようなときに、定額法から定率法へ変更する場合などに提出するのが、この申請書です。

申請書の提出期限

「減価償却資産の償却方法の変更承認申請書」の納税地の所轄税務署長への提出期限は、その新しい償却方法を採用しようとする事業年度開始の日の前日となっています。

つまり、新しい償却方法を採用しようとする事業年度が始まる前に提出しなければなりません。

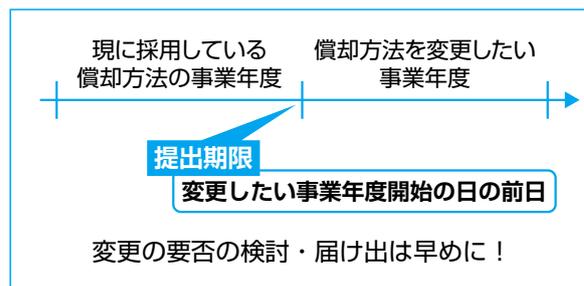
実務上、ある事業年度の決算日を過ぎて、過年度の決算や法人税の申告の検討をしていく中で、減価償却方法の変更の必要性が認識されるということが少なくありません。

しかし、その段階ではすでに新しい事業年度に

なってしまうので、変更承認申請書を提出したとしても、実際に償却方法を変更できるのは、その翌事業年度となってしまいます。

したがって、減価償却方法の変更の要否は、早めに検討しておく必要があります。

変更承認申請書の提出期限



変更の承認等

新しい償却方法を採用しようとする事業年度終了の日までに税務署長から却下の処分がなければ、承認されたことになります。

変更手続きの対象企業は、「現に採用している償却方法を採用してから相当の期間が経過し、減価償却資産の償却方法を変更しようとする法人等」とされています。

そのため、「減価償却資産の償却方法の変更承認申請書」を提出すれば、償却方法の変更が無条件に認められるというわけではありません。

次のような場合には、税務当局の判断により、変更申請が却下されることがあります。

- ① その法人が現に使っている償却方法を採用してから相当期間（3年）を経過していないとき
- ② 変更しようとする償却方法を採用することにより、その法人の所得の計算が適正に行なわれがたいと認められるとき

償却方法の変更承認申請書の作成・提出

- ▶ 「減価償却資産の償却方法の変更承認申請書」に所定の事項を記載し、内容を確認のうえ、定められた期限までに提出する
- ▶ 記載事項は、法人の納税地、名称、法人番号、代表者の氏名・住所、事業種目、償却方法を変更しようとする減価償却資産の区分など

前ページでも説明したとおり、償却方法を変更するためには、新しい償却方法を採用しようとする事業年度が始まる前に、所轄税務署長に対して

その事業所または船舶ごとに選定することになります。

「減価償却資産の償却方法の変更承認申請書」を提出し、その承認を受けなければなりません。

この変更承認申請書に記入すべき内容は、次のとおりです（記載例は右を参照してください）。

- ① 法人の納税地、名称、法人番号、代表者の氏名・住所、事業種目
- ② 償却方法を変更しようとする減価償却資産の区分（機械・装置については、設備の種類ごと）
- ③ 現によっている償却方法、その償却方法を採用した年月日
- ④ 採用しようとする新たな償却方法
- ⑤ 償却方法を変更しようとする理由
- ⑥ その他参考となるべき事項

なお、2以上の事業所または船舶を有する法人で、それまで事業所または船舶ごとに償却方法を選定していない場合に、事業所または船舶ごとに選定しようとするときは、

「減価償却資産の償却方法の変更承認申請書」の記載例

減価償却資産の償却方法の変更承認申請書				※整理番号	
<div style="text-align: center;">  令和 年 月 日 ○○ 税務署長殿 </div>	納税地	〒XXX-XXXX 東京都××区××町○-△-×			
	(フリガナ)	カブシキガイシャ モチヅキブツサン			
	法人名等	株式会社 望月物産			
	法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3			
	(フリガナ)	モチヅキ タロウ			
	代表者氏名	望月 太郎			
代表者住所	〒△△△-△△△△ 東京都△△区△△町×-×-×				
事業種目			○○○ 業		
連結 子 法人 (申請の対象が連結子法人である場合に限り記載)	(フリガナ)			※	整理番号
	法人名等			税	部 門
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 (局 署) 電話 () -		務	決 算 期
	(フリガナ)			署	業 種 番 号
	代表者氏名			処	整 理 簿
代表者住所	〒		理	回 付 先	
事業種目	業		欄	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課	
自 令和×年4月1日 事業年度から減価償却資産の償却方法を下記のとおり変更したので申請します。 至 令和△年3月31日					
記					
資産、設備の種類	現によっている償却方法	現によっている償却方法を採用した年月日	採用しようとする新たな償却方法		
器具及び備品	定額法	○年4月1日	定率法		
		年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			
変更しようとする理由	早期に償却を行ないたいため				
税 理 士 署 名					
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿 備 考
通信 年月日 確認					

(規格 A 4)

04.03 改正

分割法人から資産を移転されたとき

- ▶ 企業組織再編に伴って、企業間で減価償却資産の受け渡し（引き継ぎ）をする場合の取扱いが定められている
- ▶ 資産の取得日は、分割法人が取得した日（原始取得日）となり、償却方法は、移転により資産を引き継いだ会社の償却方法となる

企業組織再編に伴って、企業間で減価償却資産の受け渡しをする場合の取扱いを中心に説明するため、各再編形態についての詳細は省きます。

適格分社型分割、現物出資、事後設立による場合

分社型分割とは、会社分割をした際に、分割の対価としての株式の割当先が分割会社になる会社分割をいいます。

分社型分割のうち、税法上の適格要件を満たしたものが適格分社型分割です。

ここでは、次の3つのケースを想定します。

- ① 適格分社型分割により、分割法人から減価償却資産の移転を受けた場合
- ② 適格現物出資により、現物出資法人から減価償却資産の移転を受けた場合
- ③ 適格事後設立により、事後設立法人から減価償却資産の移転を受けた場合

この3つのケースは、もともとは分割法人などが事業の用に供していた資産を取得したもので、資産の移転を受けた会社は、これらの資産を引き継いでいるだけです。

したがって、引き継いだ減価償却資産は、次のような取扱いとなります。

① 資産の取得日

減価償却資産の取得日は、分割法人が取得した日（つまり、原始取得日）となります。

② 償却方法

分割法人の償却方法ではなく、移転により資産を引き継いだ会社の償却方法となります。

なお、平成10年4月1日、平成19年4月1日、平成24年4月1日、平成28年4月1日を境に償却

方法が変わることは、すでに説明したとおりです。

そのため、分割法人などが取得した原始取得日があいつか、という点がポイントになります。

減価償却資産の移転を受けた会社が定率法を採用している資産の場合、分割法人がその減価償却資産を取得した日が平成24年3月31日以前であれば、250%定率法を採用することになります。

同じく、分割法人がその減価償却資産を取得した日が平成24年4月1日以後であれば、200%定率法で償却することになります。

適格合併、分割型分割による場合

分割型分割とは、会社分割により事業等を承継する会社が、その対価として、会社分割を行なう会社の株主に対し、承継会社の株式等を割り当てる形態の会社分割をいいます。

分割型分割のうち、税法上の適格要件を満たしたものが適格分割型分割です。

ここでは、次の2つのケースを想定します。

- ① 適格合併により、被合併法人から減価償却資産の移転を受けた場合
- ② 適格分割型分割により、分割法人から減価償却資産の移転を受けた場合

この2つのケースも、もともとは被合併法人や分割法人が事業の用に供していた資産を取得したもので、資産の移転を受けた会社は、これらの資産を引き継いでいるだけです。

したがって、その移転は資産の引継ぎをしたものとして、取得日も引き継ぐこととなります。

償却方法については、移転により資産を引き継いだ会社の償却方法となります。

中小企業者が選択できる減価償却の方法

下表は、減価償却資産の取得価額別に、それぞれの金額において適用可能な償却方法をまとめたものです。

減価償却資産を取得した場合、この表の中からいずれか1つを選択することになりますが、どれが自社にとって最も有利かは、各会社の置かれた状況によって異なります。

たとえば、「当期は利益が多く出るが、来期はあまり出ない」という場合には、当期にできるだけ多く減価償却費を計上できるような選択をすれば、節税を図ることができるで

しょう。

逆に、来期以降の売上・利益見通しが当期とほとんど変わらないということであれば、99,999円以下は経費扱いとし、100,000円～199,999円は一括償却資産とすれば、固定資産税を抑えることができます。

200,000円～299,999円の資産については、固定資産税がかかるので、中小企業者等の特例で一気に費用化してしまうか、耐用年数で減価償却していくかは、今後の見通しを踏まえて検討・選択することになるでしょう。

■ 中小企業者が減価償却で選択可能な制度一覧

制度（処理）	経費	一括償却資産	中小企業者等の特例	通常の減価償却
	全額損金	3分の1ずつ損金	30万円未満は損金	償却限度額まで損金
～99,999円	○	○	○	○
100,000円 ～199,999円	×	○	○	○
200,000円 ～299,999円	×	×	○	○
300,000円～	×	×	×	○
注意点	—	3年間で均等償却	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業者等が対象 ・ 令和6年3月31日までに取得（延長の可能性あり、要確認） ・ 1事業年度300万円まで 	—
固定資産税	かからない	かからない	かかる	かかる

○=適用・選択可 ×=適用・選択不可